

## 国等における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の推進に関する基本方針（案）

### 電気の供給を受ける契約に関する基本的事項

電気の供給を受ける契約のうち、入札に付する契約については、当分の間、入札に参加する者に必要な資格として温室効果ガス等の排出の程度を示す係数及び環境への負荷の低減に関する取組の状況（新エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況等。以下「温室効果ガス等の排出の程度を示す係数等」という。）を定めた上で、当該入札に係る申込みをした者のうち、上記資格を満足する者の中から当該申込みに係る価格に基づき落札者を決定する方式（以下「裾切り方式」という。）によるものとする。

具体的な裾切り方式の検討に当たっては、当該地域の実情を勘案しつつ、安定供給の確保のための取組との調和を確保するものとする。

電力の契約に当たっては、仕様書等に示された契約期間中の契約電力、予定使用電力量等を確実にかつ安定的に供給できると見込まれる電気事業者と契約することとする。

エネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、電気の供給を受ける契約の実施に当たっては、「中小企業者が不当に不利にならないようにする等公正な競争」の確保に留意するとともに、「他の国等の契約に関する施策」及び「エネルギー政策基本法第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画に基づく施策その他の国等の温室効果ガス等の排出の削減等に関係のある施策」との調和を確保するものとする。